事業用資産を所有している方は
固定資産税【償却資産】の申告が必要です

１月１日現在に、市内で事業用の償却資産を所有している方は、毎年１月３１日までに固定資産税【償却資産】の申告をしなければなりません。

申　告　が 必 要 な 方	市内で工場や商店、農業や漁業などの事業をしている個人や法人で、 その事業の用に供する資産（償却資産）を市内に所有する方
償却資産の 対　　象	税務署に提出する確定申告又は市民税申告の時に減価償却として算入される資産のうち、 家屋以外の有形減価償却資産（構築物・建築設備・工具・器具・備品等）が対象となります。 ※リース会社等から賃貸借契約により借用している資産は除きます。

❑対象となる償却資産の例

業　　種	主な資産
農　　業	大型特殊自動車などに該当する農耕作業用自動車、農機具（脱穀機、籾摺機、乾燥機等）など
漁　　業	漁船、漁網、魚群探知機、船外機、冷凍・冷蔵装置　など
小　売　業	陳列棚、陳列ケース、レジスター、ルームエアコン　など
飲食サービス業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、ルームエアコン　など
建　設　業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト　など

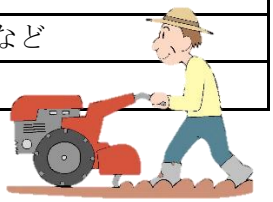

❑償却資産の対象とならないもの

①土地　　②建物（家屋として固定資産税の対象となるもの）

③無形減価償却資産　　④使用可能期間１年未満の資産

⑤取得価額が１０万円未満の資産で法人税法等の規定により
　一時に損金算入されたもの（いわゆる少額償却資産）

⑥取得価額が２０万円未満の資産で法人税法等の規定により３年間で一括して
　均等償却するもの（いわゆる一括償却資産）

⑦自動車税及び軽自動車税（種別割）の対象（※）となるもの

乗用でない農業用機械は固定資産税の対象となり、償却資産の申告が必要です。

※小型特殊自動車に該当する農耕トラクタのみにけん引される農耕作業用トレーラは軽自動車税の対象です。償却資産として申告されている場合は、償却資産台帳からの抹消手続きが必要となります。
※小型特殊自動車に該当する農耕トラクタや田植機、ショベル・ローダなどは軽自動車税の課税対象となります。申告をされていない場合は、市役所税務課市民税係まで申告をお願いします。

そ　の　他	❑申告内容に疑義がある場合や、申告書の提出がない場合は、確認調査を実施することがあります。 ❑正当な理由がなく申告をしなかった場合には、過料を科されることがあります。 また、虚偽の申告をしたときや期限までに申告書を提出しないときには、罰金を科されることがあります。
申 告 期 間	令和５年度にかかる申告は**令和５年１月４日（水）**から**令和５年１月３１日（火）**まで ※１月１日時点で資産をお持ちの方で未申告の方は下記へ申告ください。
提　出　先	〒952-1292　新潟県佐渡市千種232　佐渡市市民生活部税務課固定資産税係 （最寄りの支所・行政サービスセンターの市民生活係窓口でも受付します）

お問い合わせ：佐渡市市民生活部税務課固定資産税係（電話0259-63-5110）

償却資産の課税対象となる資産について（参考チャート）

<table>
<tr><th colspan="2">荷役運搬・土木建設作業用</th><th colspan="2">農耕作業用</th><th>大型特殊自動車</th></tr>
<tr><td colspan="2">ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリー除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</td><td colspan="2">農耕トラクタ
農業用薬剤散布車
刈取脱穀作業車
（コンバイン）
田植機
<u>※農耕作業を行う能力と乗用装置を兼ね備えたもの</u>

国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車（農耕作業用トレーラ（マニュアスプレッダ、ロールベーラー、スプレーヤ、トレーラ　など））</td><td rowspan="8">ポール・トレーラ
国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</td></tr>
<tr><td colspan="2">↓</td><td colspan="2">↓</td></tr>
<tr><td colspan="2">・最高速度15㎞/h以下
・長さ4.7ｍ以下
・幅1.7ｍ以下
・高さ2.8ｍ以下</td><td>最高速度
35㎞/h未満</td><td>最高速度
35㎞/h以上</td></tr>
<tr><td>↓</td><td>↓</td><td>↓</td><td>↓</td></tr>
<tr><td>全てに当てはまる場合</td><td>どれか１つでも
当てはまらない場合</td><td>小型特殊
自動車</td><td>大型特殊
自動車</td></tr>
<tr><td>↓</td><td>↓</td><td rowspan="3">↓</td><td rowspan="3">↓</td><td rowspan="3">↓</td></tr>
<tr><td>小型特殊自動車</td><td>大型特殊自動車</td></tr>
<tr><td>↓</td><td>↓</td></tr>
<tr><td>軽自動車税（種別割）</td><td>固定資産税（償却資産）</td><td>軽自動車税
（種別割）</td><td>固定資産税
（償却資産）</td><td>固定資産税
（償却資産）</td></tr>
</table>

※農耕作業用トレーラについて

小型特殊自動車か大型特殊自動車のどちらに該当するかは
けん引する農耕作業用トラクタの種別によって判断します。
農耕作業用トラクタの最高速度が35㎞/h以上の場合は
大型特殊自動車に該当し、償却資産の申告が必要です。